

## 龍ヶ崎市内の「野鳥監視重点区域」指定解除のお知らせ

龍ヶ崎市内での高病原性鳥インフルエンザの発生を受け、環境省が令和4年12月8日(木)以降「野鳥監視重点区域」を指定していました。

しかし、当該区域内で新たな発生事例等は確認されなかったため、令和5年1月23日(月)24時に当該区域の指定が解除されましたので、お知らせします。

ただし、令和5年1月24日(火)に新たな死亡野鳥を回収し、現在、遺伝子検査中のため、市内の牛久沼水辺公園(所在地：龍ヶ崎市稗柄町地内)の立入制限を継続しております。

### ■野鳥監視重点区域指定解除の基準(環境省)

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、野鳥監視重点区域は以下を1日目として28日目の24時に解除される。

- ・野鳥及び飼養鳥の場合は回収日の次の日
- ・家きんの場合は防疫措置完了日の次の日
- ・環境試料(糞便、水等)の場合は採取日の次の日

なお、複数発生で野鳥監視重点区域が少しでも重なる場合は、原則として最後の区域が解除されると同時に解除される。

■対応 野鳥サーベイランスにおける全国の対レベルは、最高レベルとなる「対応レベル3」のままであることから、野鳥の監視を引き続き強化します。

■参考情報 国・県では、以下のホームページで高病原性鳥インフルエンザに関するさまざまな情報を提供しています。

環境省HP

([https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\\_flu/index.html](https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html))

県環境政策課HP

(<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/shizen/chojyuhogo/shibo.html>)

【今シーズンの全国での高病原性鳥インフルエンザ発生状況】

(1月24日15時 環境省更新 現在)

- ・野鳥：1道24県 170件発生 ※うち茨城県5件
- ・家きん：1道24県 64件発生 ※うち茨城県3件
- ・飼養鳥：5県8件発生

※茨城県では「野鳥監視重点区域」解除に関するプレスリリースを令和5年1月24日(火)に実施しています。

担当課

龍ヶ崎市 産業経済部 農業政策課 農業総務グループ  
担当者：高橋・青山(たかはし・あおやま)  
連絡先：0297-60-1537(直通)